

行政改革大綱実施計画（案）（平成25年度～平成29年度）

・基本方針3「健全な財政運営」各計画への審議会委員質問・意見に対する回答

計画第28号 - 「各特別会計の収支均衡化（児玉南土地区画整理事業特別会計）」

都市計画課

保留地の販売について、平成22年度及び平成23年度の販売実績、金額、PR費等は、どのようになっていますか。

平成22年度及び平成23年度の児玉南土地区画整理事業における保留地売却状況等は、次の表のとおりです。

	平成22年度	平成23年度
画地数	0	3
面積	0 m ²	1,056.09 m ²
売却金額	0 円	21,974,392 円
公売リーフレット印刷及び新聞折込代行業務委託費	226,761 円	213,150 円

計画第29号 - 「各特別会計の収支均衡化（公共下水道事業・農業集落排水事業特別会計）」

下水道課（一部水道課）

その他欄「有収水量を増やすため、水洗化人口の増加に努めます。」と記載されていますが、市民に対してどのような奨励等など行っているのですか。

現在、公共下水道工事は、本庄地域でどの程度（何％）整備されていますか。また合併後の市域全体ではどの程度進んでいますか。

今後下水道整備を行う場合、建設費負担が現在水道料金を払っている人にも水道料金に含まれるのでしょうか。

上水道事業、下水道事業の収支は、それぞれどのようになっているのでしょうか。

未接続のご家庭に対しては、戸別訪問を実施し、水洗化のお願いをしています。また、市の広報紙、ホームページ等で周知を図るとともに、水洗化事業として、下水道教室、打ち水大作戦等の行事を開催するなどして下水道についてのピーアールを図っています。また、水洗便所への改造等のための融資に対して利子補給も行っています。

公共下水道の整備の程度を表す指標として、下水道普及率という数字があります。これは全体の人口のうち、どれくらいの人が公共下水道を使える環境になったかを割合で示したものです。

平成24年4月1日現在の下水道普及率につきましては、地域別では本庄地域68.8%、児玉地域4.7%となっています。また、市全体としては52.1%となっています。

水道料金と下水道使用料とは、料金設定が異なり種類の違う料金ですが、現在、同じ納入通知書により利用者の皆様に納付していただいているところです。

下水道の建設費については、主に、国庫補助金、起債（借金）受益者負担金で賄われており、使用料は充てられておりません。

しかし、現在、皆さんに負担をしていただいている下水道の使用料は、汚水の処理費やこれまでに整備してきた施設の整備費の起債（借金）の償還にも一部充てられています。

（上水道事業収支）

（上）水道事業の予算・決算につきましては、本市のホームページにおいて公開しているとおりでございますが、直近の平成23年度は、次のとおりです。

(1) 収益的収入および支出 (水道水をお届けするための経費の収支)

	予算額 (円)	決算額 (円)	予算差引 (円)
収 入	1,449,170,000	1,472,835,077	23,665,077
支 出	1,323,191,000	1,232,126,133	91,064,867
収支差引	125,979,000	240,708,944	

2 億 4,070 万 8,944 円の黒字となっております。

(2) 資本的収入および支出 (施設をつくるための経費の収支)

	予算額 (円)	決算額 (円)	予算差引 (円)
収 入	837,228,000	833,260,175	3,967,825
支 出	1,620,279,000	1,575,998,809	44,280,191
収支差引	783,051,000	742,738,634	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 7 億 4,273 万 8,634 円は、過年度分損益勘定留保資金 2 億 6,521 万 7,035 円、当年度分損益勘定留保資金 3 億 3,101 万 5,046 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,650 万 6,553 円、減債積立金取崩額 5 千万円及び建設改良積立金取崩額 5 千万円で補てんしました。

(下水道事業収支)

下水道事業の収支につきまして、平成 23 年度決算で説明をいたします。

歳入につきましては 22 億 1,519 万 7,467 円、歳出につきましては 22 億 1,219 万 4,261 円、歳入歳出差引残額は 300 万 3,206 円でした。

しかし、歳入の中には一般会計からの繰入金 8 億 6,113 万 7,000 円が含まれています。繰入金額 8 億 6,113 万 7,000 円のうち、基準内繰入金額は 7 億 3,039 万 6,744 円、基準外繰入金額は 1 億 3,074 万 256 円となっております。

	予算額 (円)	決算額 (円)	予算差引 (円)
歳 入	2,244,683,000	2,215,197,467	29,485,533

歳 出	2,244,683,000	2,212,194,261	32,488,739
差 引	0	3,003,206	

計画第31号 - 「収納率の向上（市税）」

収納課

国民健康保険税の収納状況は県下の市で3位、しかし市民税等の税の合計では最下位とのこと。取組み目標が右肩上がりになっていますが、本当に達成できるのでしょうか。達成のために、「県内市の平均順位まで引き上げることに努めます」とありますが、具体的に今後どのような取組みを行うのでしょうか。

収納率向上に向けての具体的な取り組みですが、通常業務としては、臨宅徴収、電話催告、休日徴収、夜間徴収を引き続き実施いたします。

滞納繰越額を減少させる最大の方策は、現年度分収納率の向上にあるため、平成22年度より設置した納税コールセンターによる現年度分催告を引き続き実施いたします。

また納付機会の多様化のため、平成23年度よりコンビニエンスストアでの納付環境を整備し、24時間納付できる体制としましたが、今後はさらなる納付機会の多様化を推進し、納税者の利便性の向上を図ります。

次に、差押さえの状況ですが、平成23年度の滞納処分の状況は、差押さえ件数659件（参加差押さえ含む。）税額として、2,111,076千円で、前年度に比べ、件数で235件、税額で1,887,591千円の増でありました。

そのうち換価処理は、482件、82,910千円であり、差押え件数では埼玉県内12位の位置にあります。

引き続き滞納者の財産調査を実施し、差押えできる財産を把握することで、滞納繰越額縮減の根幹をなす差押えの強化を図ります。

今後もさらに収納率の低迷要因を分析するとともに適正な滞納処分を行い収納率向上に努めます。

「納付（分納）誓約書の提出」ですが、平成23年度の提出人数と、その中で実際に納付に応じた人数を教えてください。

多額の保育料の未納がある市民に対しては、場合によっては、入所拒否の処置を取ってもよいと思いますが、過去にそうした処置の実例はありますか。また、子育て支援課は、今後どのような処置を取っていく方針ですか。

保育料については全員、児童手当から差し引く処置を取ることで、未納を無くすことができると思いますが、実施は不可能なのでしょうか。また、それが不可能とすれば、未納者について児童手当から差し引くとする処置は取れないのでしょうか。

外国人の子どもについては、児童手当が支給されないのでしょうか。

提出人数17件で、うち、納付に応じた人数は16人です。

児童福祉法では、「児童の保育に欠ける場合、保護者から申し込みがあったときは保育所において保育しなければならない」と定められていますので、保育料の滞納を理由に児童の保育の解除または入所の拒否をすることはできないと考えており、また、そのような処置は行なっておりません。

保育料の滞納は、地方税の滞納処分の例により処分することができますので、法令に則り納入を促すとともに、今後、現年分及び未納分の保育料について、児童手当からの徴収を検討してまいります。

現行の児童手当法では、児童の扶養義務者に児童手当の支払いをする際に保育料を徴収することが可能であり、徴収する対象者の範囲等については、市町村の判断で決められることになっています。

また、法には、保育料のように受給者の同意なしで徴収できる規定とともに、給食費、学童保育利用料、特別保育利用料などを受給者の同意をもって徴収できる規定もあり、どちらも、実施するかどうかは市の判断に委ねられています。

現在、市では、児童手当から保育料その他の徴収金等を徴収していく方向で、実施時期、対象者の範囲、徴収する費用の種類などについて、関係各課による協議を

始めていますが、国から、「支払う意思のある保護者にまで特別徴収の方法を執る場合には、その必要性を十分に検討するよう」との助言もあり、慎重に検討しているところです。

児童手当の支給に関する要件や金額は、日本人も外国人も同様です。ただし、支給対象者を住民基本台帳により確認することから、住民基本台帳に登載されない短期滞在者などは、支給対象者から外れることになります。

また、日本に居住している父又は母と別居し海外で居住する児童については、一定の条件があるものの、日本人、外国人にかかわらず留学の場合のみ受給が可能となります。

計画第33号 - 「収納率の向上（介護保険料）」

介護いきがい課

督促状・催告書の送付ですが、平成23年度の送付人数と、その中で実際に納付に応じた人数をそれぞれ教えてください。

市税、保育料等も同様ですが、未納者対応を市の職員でなく、シルバー人材センターや民間等に委託すれば、人件費等の支出の削減につながるのではないのでしょうか。

督促状および催告書の送付件数は、次の表のとおりです。

	督促状	催告書
6月	12	438
7月	0	
8月	3	
9月	503	
10月	495	
11月	487	508
12月	484	
1月	495	

2月	478	
3月	486	
4月	477	
5月	35	
合計	3,955	
滞納繰越	2,873	

納付件数 1,082件 (3,955件 - 2,873件。延べ人員)

- ・「督促状」... 保険料は市の歳入(介護保険法第144条)であるから、地方自治法第231条の3第1項の規定の適用を受け、納期限までに納付しない者があるときは、「期限を指定して督促しなければならない」と規定されています。債務者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合に、その納付を催促する行為であり、また同時に延滞金を徴収し、滞納処分を行う際の前提要件となります(地方自治法第231条の3第2項)。

現年度賦課で納期毎に送付しています。

- ・「催告書」... 督促の一種です。現年度以外にも過年度分も併せて記載しており、督促してもなお、納付がない方に発送しています。法的に定めはありませんが、本庄市では年に2回送付しています。

介護保険料の徴収方法ですが、特別徴収と普通徴収があります。

特別徴収は、年金支給額が年間18万円以上の方について、年金から介護保険料を差し引く納付方法になります。

普通徴収は、原則として年金が18万円未満の方が対象となり、納付書により金融機関等窓口で納めていただく納付方法になります。督促状や催告書の送付対象は、

普通徴収の方です。

単に納付することを忘れていた方等は、督促状を発送すれば納付していただけます。それ以外の年金受給が少ない方は、分納誓約の締結等、納付交渉をして納付に結びつけていきますので、単なる集金業務であれば、シルバー人材センターや民間委託の手法も検討すべきところですが、催告書発送者でいえば、ほとんどの方が、年金受給が少ない方や無年金の方ですので、業務委託をしても納付に結び付かないのではないかと思います。

現時点では、通常勤務時間外の徴収業務について、できる限り管理職による臨宅や電話催告を行うことにより、人件費（時間外勤務手当）を掛けない工夫をしています。

計画第34号 - 「収納率の向上（市営住宅使用料）」

営繕住宅課

本庄市の市営住宅の世帯数と長期滞納者数をそれぞれ教えてください。

その他欄「新たな家賃滞納者を出さない対策の検討が必要」とありますが、具体的にどのような対策を検討するのか教えてください。

市営住宅全体の入居世帯数は、平成23年度末で542世帯です。

また、12か月以上の長期滞納者は21人です。（いずれも平成23年度末時点）

新規入居時等に、家賃滞納については訴訟対応もあり得ることを含めた納付啓発を図ります。

計画第37号 - 「有料広告の導入」

企画課

「広報ほんじょう」以外の媒体の応募者数は伸び悩んでいるとありますが、職員がセールスに出掛けたことはありますか。

本庄市有料広告事業取扱要綱により、広告の募集は原則として公募によるものとしており、職員による戸別訪問等の営業活動は行っていません。

有料広告掲載について、応募数が少ないときは、これまでに掲載実績がある事業者をはじめとして、別途案内を送付しています。また、広告募集のビラを作成し、本庄商工会議所様および児玉商工会様等に依頼し、事業者への配布・周知をいただく等の対応も図っています。

計画第38号 - 「街路灯のLED化の推進」

自治防災課

LED照明にすることには、賛成です。しかし、電球切れや故障発生時の修理について、現状では、地元住民の全額負担となっています。これら修理等の費用について、市が半額負担する等の施策も検討していただけないでしょうか。

ご指摘のとおり、現状では新設及び老朽化等による器具の全部交換時については、自治会長からの申請に基づき補助金を交付しておりますが、設置後の球切れを含め、メンテナンスに係る経費は、自治会にご負担していただいているところでございます。

通常、LED灯につきましては、従来設置してきた蛍光灯と比較し、約3倍から4倍長持ちし10年程度の寿命があるとも言われております。しかしながら、現状ではLED灯の普及は新しく高額であることも事実でございます。これからは全国でLED化の普及が益々図られ、量産化による等、金額の低減や安定化が促進されると思われれます。

市としましては、市民との協働によるまちづくりを推進するという考え方から、地域の実情をよく把握されている自治会の責任において、ご判断いただき、設置されました防犯灯のメンテナンスに係る費用は、引き続き、ご負担をお願いしたいと考えております。しかし、今後、電気料金を含め経費を比較・検証する中で、総合的に判断し負担割合など調査・研究してまいりたいと存じます。

計画第39号 - 「長期化・固定化した補助金等の見直し」

企画課

取組内容欄によると、平成18年以降全体の見直しが行われていないと思われます。6年も経過し、ぜひ見直しを行うべきと思います。

市ではこれまで、補助金等適正化委員会を設置し、新設や補助内容の変更等があるものについて、その内容について判定してきました。その判定の基準となるものが平成18年に改定した「補助金等の適正化に関する基本方針」と「補助金等の適正化に関する事務処理要領」です。

ご意見のとおり、「基本方針」と「事務処理要領」については社会状況の変化に対応していく必要があることから、平成25年度に現在の補助金・交付金について調査を行い、平成26年度に「基本方針」および「事務処理要領」の内容を見直し、平成27年度からの運用を目指します。

計画第40号 - 「市債の見直し」

計画第41号 - 「財政収支見通しの策定」

計画第42号 - 「基金の計画的積立」

財政課

慎重に審議して改革を進めていただきたいと思います。見通しを誤ると市政が混乱する恐れがあり、市民生活にも影響があります。

民生関係経費や老朽化してきている公共施設の維持・更新経費の増大、市税収入の伸び悩みや国の地方に対する財政政策を考慮すると、厳しい財政状況は続くものと推測されます。

今後も引き続き、財政健全化に向けた一層の取り組みが必要であり、将来の見通しを立て、歳入歳出ともに厳しく精査し、メリハリのきいた安定的な財政運営に取り組んでいきます。

増大する医療費に保険税収入が追いつかないというのは、よく理解できます。一方で、市民の保険税負担も重いものとなっています。

これを踏まえて、平成25年度に税率改定を行うとのことですが、改定率は、どの程度を予定しているのでしょうか。

国民健康保険被保険者の負担を考慮し、平成23年度分の不足額と平成24年度に予想される不足額の合計約4億3,600万円のうち約2億8,000万円を、平成25年度において改定します。

改定率は次の表に示すとおりです。所得割額、資産割額及び均等割額を改定します。

保険税率表

基礎課税額分（医療分）

区分	改定前	平成25年度改定後
所得割額	6.0%	6.9%
資産割額	4.0%	2.0%
被保険者均等割額 (年間1人あたり)	11,000円	19,500円
世帯別平等割額 (年間1世帯あたり)	16,000円 (改定無し)	

後期高齢者支援金等課税額分（支援分）

区分	改定前	平成25年度改定後
所得割額	2.5%	2.9%
被保険者均等割額 (年間1人あたり)	8,100円	9,900円

介護納付金課税額分（介護分）

区分	改定前	平成25年度改定後
所得割額	2.0%	2.7%
被保険者均等割額 (年間1人あたり)	9,100円	12,400円

[広報ほんじょう 平成25年2月1日号抜粋]

計画第47号 - 「未利用財産の処分・貸付」

財政課

未利用財産の処分、貸付について、平成24年度の実績（まだ数か月ありますが）及び前年度比を教えてください。

未利用財産の処分、貸付の実績は、次の表のとおりです。

	平成23年度	平成24年度	前年度比 (H24/H23)
土地売払い収入	292,271,885 円(23 件)	6,506,815 円(6 件)	2.2%
土地・建物貸付収入	12,108,330 円(28 件)	13,671,141 円(29 件)	112.9%
計	304,380,215 円	20,177,956 円	6.6%

平成24年度は、収入見込み額です。

計画第48号 - 「中期経営計画の策定・実施」

水道課

「児玉浄水場膜ろ過施設築造事業」とは、どのような事業か教えてください。

児玉地域は地下水（浅井戸）を原水としておりますが、耐塩素性病原生物であるクリ

プトスポリジウムの指標菌である大腸菌が検出されていたため、平成19年4月1日より適用となった「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」の「クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断」でレベル3（表流水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌「大腸菌」が検出された施設）に該当することから、早急なクリプトスポリジウム対策を講じなければならなくなりました。

このため本事業は、原水を膜ろ過による浄水方法に変更するための施設を整備したものです。

主な事業内容

- ・膜ろ過棟整備工事
- ・膜ろ過設備工事
- ・発電機設備工事

行政改革大綱実施計画（案）（平成25年度～平成29年度）

審議会委員追加質問・意見に対する回答

- (1) 1年間における、各課による見積り合わせでの発注総額、また、そのうちの本庄市内事業者への発注の額（または割合）は、それぞれ概算でどのくらいですか。

一定額以上（業務委託：50万円以上、物品購入等：30万円以上）の発注については、財政課により入札または見積り合わせを行っていますが、それ以下の発注については、各課において見積り合わせを行っています。そのため、各課における発注総額および内訳は、把握していません。

- (2) 1年間における、財政課による指名入札または見積り合わせでの発注件数および発注総額、また、そのうちの本庄市内事業者への発注の額（または割合）は、それぞれ概算でどのくらいですか。

平成23年度における財政課発注に係る内訳等は、次の表のとおりです。

	区分	件数（全て）	発注額（全て）	件数（市内）	発注額（市内）	市内割合
工事	指名競争入札	151	1,369,883,550	106	1,083,674,500	79.11%
	見積り合わせ	0	0	0	0	0.00%
物品	指名競争入札	125	307,783,708	79	141,490,364	45.97%
	見積り合わせ	165	34,894,734	140	24,436,910	70.03%

物品（指名競争入札）は、PC・公用車等のリース契約（10件）を含む場合の割合等（含まない場合54.05%）。

- (3) 実施計画（案）に計画を掲げていない課がいくつありますか（特に教育関係の課がないようですが）。

実施計画（案）に計画を掲げていない課は、18課です。教育委員会事務局については、体育課および図書館が各1計画ずつ掲げています。